

参考資料

(処遇改善加算取得特別支援事業)

- ・株式会社エイデル研究所に委託し、処遇改善加算の取得に係る支援セミナー、電話・メール相談、個別相談会・現地相談会を実施しています。
- ・処遇改善加算についてのご質問、ご相談は、以下までご連絡ください。
エイデル研究所 電話：075-253-0201、メール：kyoto-kaigo@eidell.co.jp

(第三者評価)

- ・第三者評価は、第三者の目から見た評価結果を幅広く利用者や事業者公表することにより、利用者に対する情報提供を行うとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取組を促すことで、利用者本位の福祉の実現を目指すものです。
- ・介護保険事業所に比べ障害福祉サービス等事業所は受診率が低いので、積極的に受診をお願いします。

(介護サービス事業所の皆様へ（駐車許可の申請）)

- ・平成26年4月に府警本部から出された「駐車許可の申請」についての通知です。
- ・業務のために駐車が必要な場合は駐車許可を申請いただき、基準以上の車両を保持する場合は安全運転管理者の選任の手続きを行っていただきますようお願いいたします。

(ワムネット京都府センター)

- ・ワムネットの京都府からのお知らせへのアクセス手順です。
- ・京都府では各事業所への連絡はこのワムネットで行っており、各種補助金の申請開始や各種研修の申込開始等のご案内も掲載しております。
- ・見落とされると、補助金が受け取れない、研修が受けられず人員基準を満たせない、等の不利益が生じる可能性があります。必ず、2日に1回はアクセスし確認していただきますようお願いいたします。

(京都府医療的ケア児等支援センターことのわ)

- ・病気や障害があることで、人工呼吸器の管理やたんの吸引等の医療的ケアを日常的に必要とするお子さんとその家族が、地域で安心して生活できるよう相談に応じています。
- ・相談内容に合わせ適切な関連機関をご紹介しますり、福祉サービス等の案内をいたします。

(事業者指定等受付窓口)

- ・事業所指定等の窓口です。指定や報酬に関する質問等は、管轄の保健所にお問い合わせください。



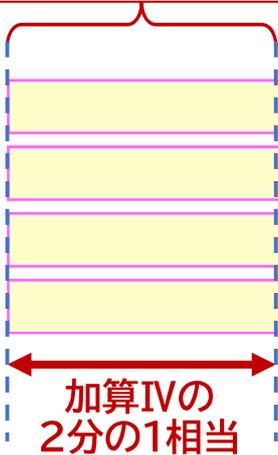
月額賃金改善要件 I

令和6年度には猶予されていた要件が、いよいよ適用されます。
加算の総額のうち、一定の額は賞与や一時金ではなく、基本給の増額や手当等でのように配分するか、月々の運用を計画的に行う必要があります。

加算額のうち、“加算Ⅳに相当する加算額の2分の1”以上を
月額賃金改善(「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」として配分

各区分の加算の総額

加算Ⅰ
加算Ⅱ
加算Ⅲ
加算Ⅳ



加算Ⅳの
2分の1相当

残りの加算額は基本給、手当、賞与(一時金)など
様々な方法で配分してよい



加算の総額の2分の1
ではないので注意!



キャリアパス要件 I~V

加算の区分に応じて(1ページ)、以下の要件を満たすことが必要です。

キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)

福祉・介護職員について、職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備する。

キャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)

福祉・介護職員の資質向上の目標や以下のいずれかに関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保する。

- a 研修機会の提供又は技術指導等の実施、福祉・介護職員の能力評価
- b 資格取得のための支援(勤務シフトの調整、休暇の付与、費用の援助等)

キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)

福祉・介護職員について以下のいずれかの仕組みを整備する。

- a 経験に応じて昇給する仕組み
- b 資格等に応じて昇給する仕組み
- c 一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み

キャリアパス要件Ⅳ(改善後の年額賃金要件)

経験・技能のある介護職員(障害福祉人材)のうち1人以上は、賃金改善後の賃金額が年額440万円以上であること。(加算等による賃金改善以前の賃金が年額440万円以上である者を除く。)

※年額440万円以上の職員がいない等で要件を満たせない状況でも、「小規模事業所等で職員間の賃金バランスに配慮が必要」など理由がある場合は、要件の適用が免除されます。

キャリアパス要件Ⅴ(配置等要件)

【介護】サービス類型ごとに一定割合以上の介護福祉士等を配置していること。
【障害】福祉・専門職員配置等加算等の届出を行っていること。

キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲは
根拠規程を書面で整備の上、
全ての介護職員に周知が必要

令和7年度
猶予を延長



職場環境等要件

令和7年度
猶予措置

実施すべき取組の項目数が増加し、加算Ⅰ・Ⅱを取得する場合には、取組が必須の項目も設けられました。
ただし、処遇改善計画書において令和8年3月末までに取組を行うことを誓約した場合は、令和7年度当初から職場環境等要件を満たしたものとして取り扱われます。

加算Ⅰ・Ⅱを取得する場合：13以上の取組が必要

- ・6の区分ごとにそれぞれ2つ以上(生産性向上は3つ以上、うち一部は**必須**)取り組んでいる。
- ・実施した取組の内容について、情報公表システム等で具体的に公表する。(見える化要件)

加算Ⅲ・Ⅳを取得する場合：6以上の取組が必要

- ・6の区分ごとにそれぞれ1つ以上(生産性向上は2つ以上)取り組んでいる。

生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組	⑰【介護のみ】厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活用等)を行っている
	⑱現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している
	⑲5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている
	⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
	㉑業務支援ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入
	㉒介護ロボット(見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等)又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器(ビジネスチャットツール含む)の導入
	㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、福祉・介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務(食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等)がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。
㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施	

〔令和7年度以降の職場環境等要件より一部抜粋〕



厚生労働省のHP「介護職員の処遇改善」では、職場環境等要件の事例集など様々な情報が提供されています。詳しくはQRコードから、または[こちらをクリック](#)



◆令和7年度のポイント◆

厚生労働省も上位区分取得を後押し!



- ◎キャリアパス要件ⅠからⅢまでについて、賃金体系等の根拠規定の策定を令和6年度中に行うと誓約していた場合、令和7年度も同様に誓約することで、年度当初から要件を満たしているとして引き続き加算を算定できます。
- ◎職場環境等要件については上記の通り、令和7年度中に取組を行うことを誓約した場合は、現在取り組めていなくても、年度当初から要件を満たしているとして加算を算定できます。
- ◎令和6年度の加算から“令和5年度と比較して令和6年度に増加した加算額”の一部を繰越した場合は、令和7年度に取得の加算と合わせて、今年度内に配分するようにしてください。

要件の猶予や免除を活用して、本加算を賃金改善にお役立てください。

令和7年度 支援メニューのご案内

処遇改善加算取得支援セミナー

セミナー申込は
こちらをクリック



【定員】会場:50名、オンライン:80名

またはQRコードから

テーマ	日程	時間	会場/オンライン
基本セミナー (両日とも同一内容)	8月29日(金)	14:00~16:00	オンライン(Zoom)
	10月15日(水)		京都経済センター 4-F
令和8年度の 取得に向けて	1月以降 (別途案内予定)	14:00~16:00	オンライン(Zoom)

電話・メール相談

電話やメールでのご相談を受け付けております。(平日10:30~16:30)

電話:075-253-0201 メール:kyoto-kaigo@eidell.co.jp

個別相談会・現地相談会

※相談会の申込み・ご利用には「きょうと福祉人材育成認証制度」への宣言が必要です。

取得要件に関する取組や職員への配分、計画書・報告書の作成など、処遇改善加算についてご相談に応じます。「ご希望の日時」と「実施方法」をお知らせください。(1回あたり2時間)

実施
方法

①個別相談会:対面形式 (会場:エイデル研究所 京都支社)

最寄駅:京都市営地下鉄 烏丸線「丸太町駅」

②オンライン:Zoom

③現地相談会:コンサルタントが事業所を訪問

相談会申込は
こちらをクリック
またはQRコードから



制度整備のために「きょうと福祉人材育成認証制度」をご活用ください

処遇改善加算のキャリアパス要件Ⅰ~Ⅲや職場環境等要件の項目の多くは、認証制度の基準となっています。

認証制度にて提供している支援を活用することで、処遇改善加算に必要な仕組みを整備することが可能です。



きょうと福祉人材育成認証制度については

京都福祉情報サイト“kyoto294.net”でチェック!



問合せ先

「処遇改善加算の取得」「きょうと福祉人材育成認証制度」について、お気軽にお問合せ下さい。

京都府福祉人材サポートセンター コンサルティング事業部門/エイデル研究所 京都支社

京都市中京区烏丸通夷川上る少将井町245-1 烏丸梅田ビル(地下鉄丸太町駅、京都新聞本社向かい)

電話: 075-253-0201 FAX: 075-253-0204 メール: kyoto-kaigo@eidell.co.jp

令和7年
創設から
20周年を
迎えます!

第三者評価事業受診のご案内



京都介護・福祉サービス
第三者評価等支援機構
(事務局：社会福祉法人京都府社会福祉協議会)

第三者評価の目的と趣旨

- ①第三者評価事業は、個々のサービス事業者の組織運営やサービスの提供内容について、その透明性を高めるとともに、サービスの質の向上・改善に寄与することを目的としています。
- ②そして評価の結果が公表されることで、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報になることも重要な目的です。
- ③サービス事業者のコンプライアンス意識の顕在化と、利用者への安心と信頼を提供することにつながり、事業者と利用者の双方にとって有益な事業となることを期待するものです。

京都ならではの取り組み



★「受審」ではなく「受診（ありのままを診る）」★

京都の第三者評価は、事業所を審判したり格付けするものではなく、ありのままを診るという意味で、「受診」としています。

また、評価を行うに当たっては、「ポジティブ・アシスト」（肯定的支持）」を基本とし、事業所の「伴走者」の姿勢でのぞんでいます。

今の事業所の強みをより伸ばし、弱みをより良い方向に改善する支援をしていく。そのような「お手伝い」をすることが、京都の第三者評価の役割で、事業所側にとっては内的な効果と、外的な効果を得ることが出来ます。

内的な効果と外的な効果とは

「内的効果」⇒事業者の質の向上への取り組みの支援

例えば

- ・自らが提供するサービスの質について改善すべき点が明らかになる。
- ・改善すべき点が明らかになるため、サービスの質の向上に向けた具体的な取り組みの目標設定が可能となる。
- ・第三者評価を受ける過程において、職員の自覚と改善意欲を向上し、諸課題の共有化が促進される。

「外的効果」⇒就職希望者や利用者への情報提供

例えば

- ・就職フェアで「第三者評価受診事業所」として紹介され、就職希望者が、事業所を選択するときの一つの指標となる。
- ・きょうと福祉人材育成認証制度の要件となっている。
- ・利用者が、介護・福祉サービス事業所を選ぶ際に役立つ情報を得ることが出来るとともに、サービスを受けている事業所が、問題解決やサービス向上に関心があるかを確認することができる。

受診事業所の声 (アンケートより)



受診事業者からは次のような声が寄せられています。

●課題・情報の共有

- ①組織全体とチームの一貫した課題共有の重要性を改めて気付かされた。
- ②情報の共有・書類の管理の見直しの機会になった。
- ③項目ごとに細かく振り返りの資料として活用でき、新たな課題抽出にも役立った。

●方向性・指標

- ①見えていなかった事業所の「強み」を確認できた。
- ②よりよい労働環境・サービス内容を考えていくための指標となった。

●人材の育成・意識向上

- ①主任クラス等の中堅職員の意識が大きく変化した（人材育成としての効果が大きかった）
- ②管理職以外の職員も参加することにより、職員の仕事に対する意識や業務改善に向うモチベーションが高まった。
- ③これまで以上に、いろいろな職種間での情報の共有・連絡・相談が一体化した。

受診準備から公表まで



詳細はホームページをご覧ください

京都介護・福祉サービス
第三者評価等支援機構
ホームページURL
<https://kyoto-hyoka.jp/>

アクセスは
こちらから



令和7年
創設から
20周年を
迎えます！

京都介護・福祉サービス第三者評価 令和7年度 受診事業所 募集開始



令和7年度 第三者評価の受診事業所を募集します。サービス向上や、事業所の取り組みをアピールするために、積極的にご応募ください。

詳細はホームページの『各事業所の方へ』をクリックして、『評価を受ける』からご確認ください。

▶応募手続き

ホームページから「受診応募票」をダウンロードして必要事項を記入の上、事務局まで郵送または、メールにて提出してください。※訪問希望月は申込から3ヶ月以上先の月をご記入ください。

▶評価分野・料金

評価を受けるサービス（受診サービス）		料金（税込）
介護サービス分野	通所系・入所系サービスの場合	187,000円
	居宅介護支援・訪問系サービス・福祉用具貸与（販売）のみの事業所	165,000円
福祉サービス分野	保育所・認定こども園 障害福祉事業所 社会的養護の施設	314,286円
	共通評価項目（養護老人ホーム・軽費老人ホームなど）	209,524円

※より時代・ニーズに合わせた評価を実施するため、令和5年度に介護サービス共通項目が改定されました！



締切：令和7年7月4日（金）

※以後も受付いたしますが、ご希望に添えない場合があります。

きょうと
福祉人材育成
認証制度の
必須項目です

- ✓ 訪問調査時期については、施設・事業所のご希望によりますが、早めの受診をご検討ください。
- ✓ 感染症や気象状況等の影響により、訪問調査の実施時期を遅らせたり、中止する場合があります。
- ✓ 年度末に近づく時期のお申込みは、年度内に評価を実施することが難しくなる場合があります。

お問合せ

京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構 事務局

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375
ハートピア京都5F 京都府社会福祉協議会内

TEL：075-252-6292 FAX：075-252-6310

ホームページはこちら

<https://kyoto-hyoka.jp/>



介護サービス事業所の皆様へ

平成26年4月
京都府警察本部
交通部交通規制課

本書は、介護サービス事業所の皆様に「警察署長の駐車許可」申請をしていただくに当たって、正しい申請の仕方と、事業所で一定の台数以上の車を保有している場合に届出が必要な安全運転管理者選任届について解説しています。

日々、介護の現場でご活躍されている皆様の一助になれば、誠に幸いに存じます。

● 駐車許可の申請

介護サービス事業所で使用する車両（四輪車・二輪車）（以下「自動車」といいます。）を、駐車が禁止されている道路にやむを得ず駐車しなければならない場合、駐車する場所を管轄する警察署長は申請内容を検討し、駐車許可証を交付しています。

通常、申請を受ける自動車は、

「事業所」又は「事業者」名義の自動車

とさせていただきますが、諸事情により、やむを得ず事業所で勤務する職員の方から借り受けた自動車を業務に使用する場合、確実な賃貸借契約がなされ、介護サービス事業所の業務に使用されることが必要です。

いずれにせよ、法の規定をお守りいただき、正しい車両の運行及び駐車許可の使用に努めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

● 安全運転管理者の選任が必要なとき

自動車の使用者（その自動車を使用する権原を有する者で、かつ、その自動車の運行を総括的に支配することのできる地位にある者を指し、法人であると自然人であることを問いません。）は、安全運転に必要な業務を行わせるため、規定の台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、安全運転管理者を選任しなければなりません（道路交通法第74条の3第1項）。

※ 「規定の台数以上の自動車」の台数とは？

- ・ 乗車定員11人以上の自動車…………… 1台以上
- ・ その他の自動車の場合…………… 5台以上
- ・ 大型自動二輪車又は普通自動二輪車… 1台を 0.5台として計算

上記台数以上の自動車を確保しているにもかかわらず安全運転管理者を選任されていない事業所の事業者は、法に定められた要件を備えた方の中から安全運転管理者を選任し、速やかに当該事業所を管轄する警察署の交通課に安全運転管理者選任届を提出してください。

◎ 罰則：5万円以下の罰金（事業者・法人双方）（道路交通法施行規則第9条の8）。

※ 原動機付自転車（50cc以下のもの）については届出の対象から除かれます。

【駐車許可申請及び安全運転管理者選任届の手続要領】

○ 駐車許可申請

駐車する場所を管轄する警察署の交通課に赴き、「駐車許可申請書」のご提出をしていただきますが、提出部数は2部とし、それぞれの申請書に、

- ・ 当該車両の車検証（第一種原動機付自転車であれば自賠責保険証等）の写し
- ・ 駐車場所を示す地図（具体的に記載したもの）
- ・ 居宅サービス一覧表（各駐車場所を特定するのに必要となるもの）
- ・ 業務内容が分かる資料（ホームページ掲載内容を印字したもの又は業務パンフレット等）
- ・ 運転者（職員）各人の運転免許証写し（表裏）
- ・ 運転者（職員）各人の雇用を証する書面

といったものを添付していただきます。

○ 安全運転管理者選任届

事業所の所在地を管轄する警察署の交通課に赴き、「安全運転管理者選任届」のご提出をしていただきますが、提出部数は1部とし、届出書に、

- ・ 運転経歴証明書
※ 運転経歴証明書は、警察署、交番及び駐在所に備え付けの申請用紙に所要の事項をご記入いただき、自動車安全運転センター京都府事務所までお送りください（手数料が必要となります。）。
- ・ 運転免許証の写し（表裏）
※ 京都府内にお住まいの方は運転免許証の写しで結構ですが、京都府外にお住まいの方は、住民票の写しを別途添付してください。
- ・ 職務経歴証明書

の各書面を添付していただきます。

○ その他

ご不明な点がございましたら、お近くの警察署交通課にお尋ねください。

川端警察署	075-771-0110	向日町警察署	075-921-0110
上京警察署	075-465-0110	宇治警察署	0774-21-0110
東山警察署	075-525-0110	城陽警察署	0774-53-0110
中京警察署	075-823-0110	八幡警察署	075-981-0110
下京警察署	075-352-0110	田辺警察署	0774-63-0110
下鴨警察署	075-703-0110	木津警察署	0774-72-0110
伏見警察署	075-602-0110	亀岡警察署	0771-24-0110
山科警察署	075-575-0110	南丹警察署	0771-62-0110
右京警察署	075-865-0110	綾部警察署	0773-43-0110
南警察署	075-682-0110	福知山警察署	0773-22-0110
北警察署	075-493-0110	舞鶴警察署	0773-75-0110
西京警察署	075-391-0110	宮津警察署	0772-25-0110
		京丹後警察署	0772-62-0110

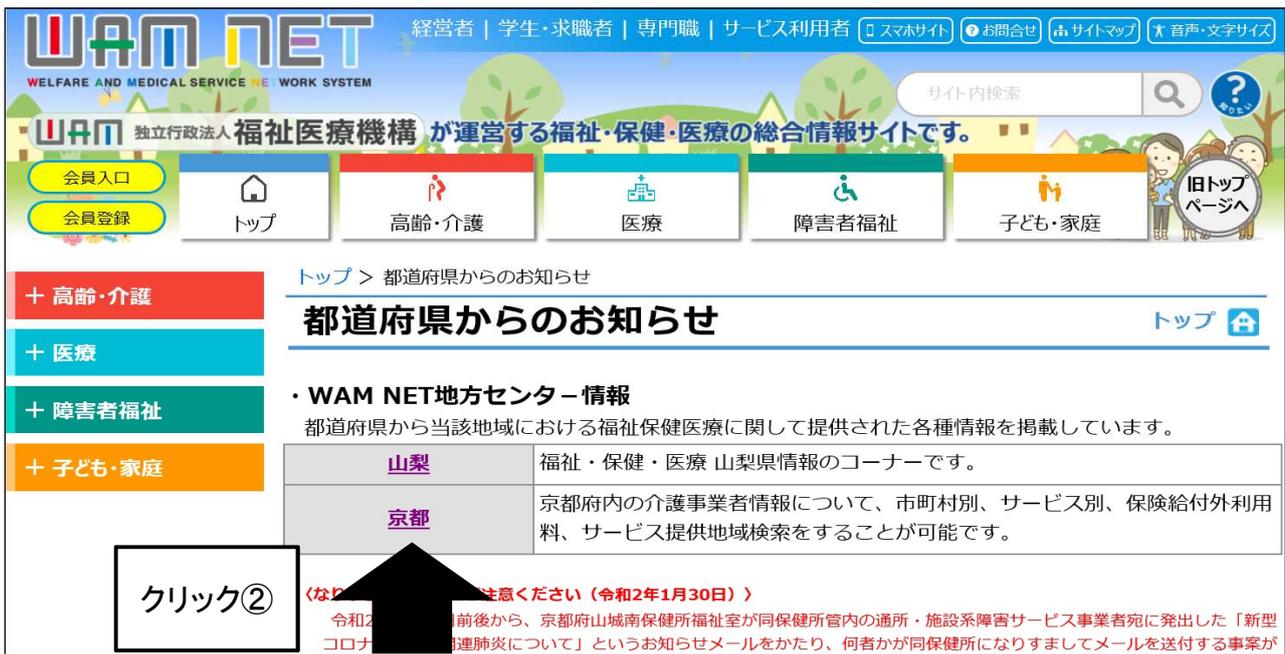
「WAMネット 京都府からのお知らせ」へのアクセス方法

★ 「WAM NET」へアクセス(アドレス(https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/))

① トップ画面中、「特設サイト」の『都道府県からのお知らせ』をクリック



② 「WAM NET地方センター情報」画面中、『京都』をクリック



③ 「京都府センター」画面中、「メインメニュー」「掲示板」欄の『府からののお知らせ(障害福祉関連)』をクリック



④ 記事を検索



○京都府では各事業所への連絡はこのワムネットで行っており、
 ・各種補助金の申請開始
 ・各種研修の申込開始
 等のご案内も掲載しております。

○見落とされると、
 ・補助金が受け取れない
 ・研修が受けられず人員基準を満たせない
 等の不利益が生じる可能性があります。

○必ず、2日に1回はアクセスし確認していただきますようお願いします。

センターからのご挨拶

医療的ケアを日常的に必要とする お子さんご家族さまへ

京都府では、京都市を含む京都府全域にお住まいの医療的ケアを日常的に必要とするお子さんと、そのご家族が安心して生活していただけるよう、京都府庁の健康福祉部障害者支援課内に「京都府医療的ケア児等支援センター(ことのわ)」を開設しました。

このセンターでは、どこに相談すればよいか分からないご家族などからの相談を専属の看護師がお伺いし、関係機関と連携して対応してまいります。

また、医療的ケア児とご家族が、住み慣れた地域で、医療、保健、福祉、教育等関係機関の連携による切れ目ない支援が受けられるよう、連絡調整や関係機関に従事する方への情報提供や研修等を実施してまいります。



どこにも誰にも相談できず
一人で悩んでいませんか？

「こんなことを相談していいのかな？」

と思ったら、迷わずに

「ことのわ」にお電話してください。

一緒に考えましょう。

京都府 医療的ケア児等支援センター

その他の役割

相談支援以外にもこのような役割をいたします。

1. 関係機関並びに 従事する方への 情報提供及び研修・企画



2. 関係機関等との連絡調整



医療的ケア児とご家族さまへ

京都府 医療的ケア児等 支援センター

愛称：ことのわ

-開設のお知らせ-



京都府健康福祉部障害者支援課

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

Tel:075-414-4633 Fax:075-414-4597

Mail:shogaishien@pref.kyoto.lg.jp

～“ことのわ”を中心に、病気や障害があっても安心して生活できる京都府へ～

愛称：ことのわ

京都府 医療的ケア児等 支援センター

京都府では病気や障害があることで、人工呼吸器の管理やたんの吸引等の医療的ケアを日常的に必要とする子どもと
そのご家族の相談に応じるとともに、地域で安心して生活
できるよう関係機関との連携を進めるため「京都府医療的ケ
ア児等支援センター」を令和4年4月25日に開設しました。

専用電話番号

075-414-5120

平日9:00～16:00（祝日・年末年始を除く）

京都府庁1号館4階健康福祉部障害者支援課内

「ことのわ」とは・・・

古くから人と人との支え合いが根付いている
“古都”京都において、医療的ケアが必要な子どもと
そのご家族を多くの機関で連携し、
サポートすることを表現しています。

同じ悩みをもっている
ほかの方のお話を聞きたい



子どもを預けられるところ
が見つからないので、
働くことができません



子どもが入学する予定ですが、
どのような生活になるの不安です



子どもから目を離すと
不安なので、
眠ることができません



緊急の用事の時に
すぐに預けるところがありません

きょうだいに寂しい思いを
させていて心配です



提出窓口一覧

※京都市内の事業所につきましては、障害福祉サービスは京都市障害保健福祉推進室（TEL 075-222-4161）、障害児関係は京都市子ども家庭支援課（TEL075-746-7625）へご確認ください。

提出窓口	所在地
<障害児入所支援> 京都府 健康福祉部障害者支援課 福祉サービス・障害児支援係	〒604-8570 京都市上京区下立売通新町西入る藪ノ内町 TEL 075-414-4634 FAX 075-414-4597
<障害福祉サービス等及び障害児通所支援については、下記の窓口にご提出ください。>	
乙訓保健所（山城広域振興局 健康福祉部）福祉課	〒617-0006 向日市上植野町馬立8 TEL 075-933-1154 FAX 075-932-6910
山城北保健所（山城広域振興局 健康福祉部）福祉課	〒611-0021 宇治市宇治若森7の6 TEL 0774-21-2193 FAX 0774-24-6215
山城南保健所（山城広域振興局 健康福祉部）福祉課	〒619-0214 木津川市木津上戸18-1 TEL 0774-72-0979 FAX 0774-72-8412
南丹保健所（南丹広域振興局 健康福祉部）福祉課	〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木21 TEL 0771-62-0361 FAX 0771-63-0609
中丹西保健所（中丹広域振興局 健康福祉部）福祉課	〒620-0055 福知山市篠尾新町1丁目91番地 TEL 0773-22-3903 FAX 0773-22-4350
中丹東保健所（中丹広域振興局 健康福祉部）福祉課	〒624-0906 舞鶴市字倉谷1350-23 TEL 0773-75-0856 FAX 0773-76-7897
丹後保健所（丹後広域振興局 健康福祉部）福祉課	〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855 TEL 0772-62-4302 FAX 0772-62-4368

<各市町村の所管保健所>

保健所	市町村
乙訓保健所	向日市、長岡京市、大山崎町
山城北保健所	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
山城南保健所	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村
南丹保健所	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹西保健所	福知山市
中丹東保健所	舞鶴市、綾部市
丹後保健所	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町